

議案第 4 4 号

おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について

おいらせ町公民館条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町立北公民館に冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例

おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び備考中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。